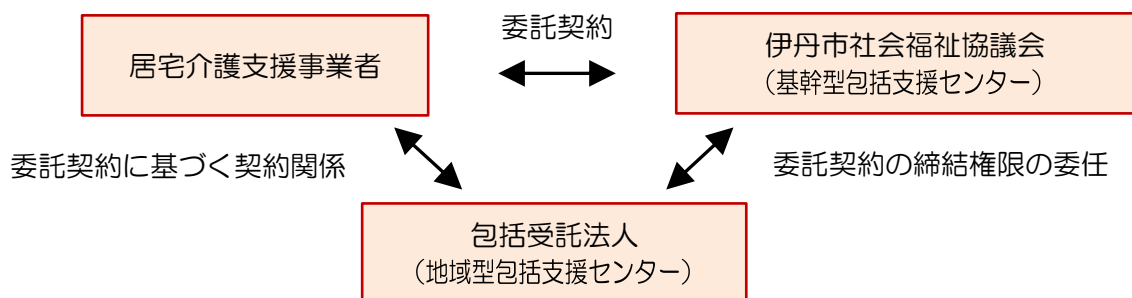


介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約について

1. 伊丹市における介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約の締結方法について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約（以下「委託契約」という。）については、地域包括支援センターを受託する法人（以下「包括受託法人」という。）と居宅介護支援事業者の間で契約を締結することとなりますが、伊丹市においては、居宅介護支援事業者と委託契約を締結する権限を、包括受託法人から伊丹市社会福祉協議会（以下「伊丹市社協」）が、委任契約により委任を受け、伊丹市社協と居宅介護支援事業者との間で一括して契約を締結する方法で行っています。



2. 市外居宅介護支援事業所への委託について

伊丹市では、伊丹市に居住されている方への委託について、基本的には市内の居宅介護支援事業所に優先的に委託する方針としていますが、必要に応じて、市外の居宅介護支援事業所への委託も認めています。

3. 基幹型包括への報告事項

- (1) 新規に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約を締結する場合
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約の内容に変更があった場合
 - ① 事業所の移転・廃止、名称変更、管理者の変更 等
 - ② 債権者登録内容の変更 等（代理受領委任状取り交わし事業所を除く）
 - ③ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する介護支援専門員届出書の内容の変更 等